

裾野市国土強靱化地域計画

～未来へつなげる強くてしなやかなまち～

令和3年3月

静岡県裾野市

目 次

第1章 基本的な考え方

- 1 国土強靱化地域計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 4 対象とする災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 5 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2章 脆弱性評価

- 1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」・・・ P 3
- 2 脆弱性評価結果に基づく配慮すべき重要課題・・・・・・・・・・ P 6

第3章 国土強靱化の推進方針

- 1 施策の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 2 施策分野ごとの推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

第4章 計画の推進

- 1 市の他の計画等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19
- 2 本計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19
- 3 具体の取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- 4 プログラムの重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20
- 5 主な取組及び主な個別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22

第1章 基本的な考え方

1 裾野市国土強靱化地域計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行っていくことが求められている。

国土強靱化が目指すものは、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならずに迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することである。

第5次裾野市総合計画が目指すまちの将来像「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」を踏まえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「未来へつなげる」まちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進する指針として、「裾野市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

2 基本理念

本市では、国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進めるとともに、地域の実情を踏まえ、自然との共生、環境との調和を図ることにより、「**未来へつなげる強くてしなやかなまち**」を目指すものとする。

3 基本目標

本市の国土強靱化を推進するに当たり、次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、国土強靱化に関する施策の推進にあたっては、国の国土強靱化基本計画に定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に則って取り組むこととする。

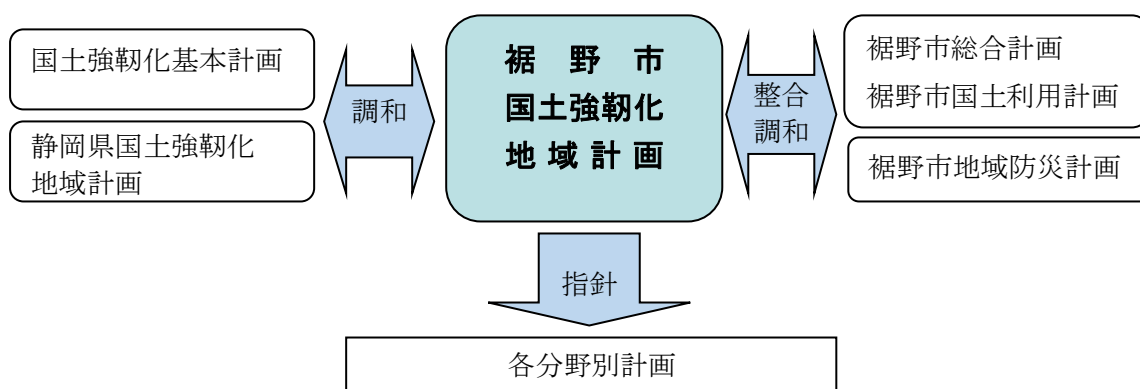
4 対象とする災害

静岡県第4次被害想定に基づく巨大地震、富士山噴火、土砂災害、台風等による風水害などを含めた大規模自然災害を対象とする。

なお、本市には、津波に起因する災害は想定されていないため、対象としない。

5 計画の位置づけ

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る本市の計画等の指針となるべきものである。



第2章 脆弱性評価

1 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

4つの基本目標を達成するため、9つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のとおり設定した。

(1) 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 直接死を最大限防ぎ	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-3	火山噴火による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱
	2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生
	2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの長期間の機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	7-2	貯水池、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-3	森林等の荒廃による被害の拡大
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物・有害物質の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態
	8-5	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
9 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

(2) 9つの目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」が発生する時期を時間軸により整理すると以下のとおりである。

事前に備えるべき目標		災害発生直後	応急対策	復旧	復興	
1	直接死を最大限防ぐ					
2	救助・救急、医療活動等の迅速化と被災者等の健康・避難生活環境の確保					
3	必要不可欠な行政機能の確保					
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスの確保					
5	経済活動を機能不全に陥らせない					
6	ライフライン等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる					
7	制御不能な複合災害・二次被害を発生させない					
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する					
9	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり					

2 脆弱性評価に基づく配慮すべき重要課題

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する施策群を「プログラム」として整理し、プログラムごとの現状の脆弱性を別紙「プログラムごとの脆弱性評価結果」としてまとめた。

この中で、複数のプログラムに共通するなど、施策を推進する上で特に配慮すべき重要課題として、次の5つが挙げられる。

本市の強靱化を図る上では、この重要課題を念頭において、総合的かつ計画的に施策に取り組む必要がある。

(1) 事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

東日本大震災以降、被災地における地域活力の低下を防ぐ取組の重要性が再認識されており、本市においても、大規模災害後に地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。

(2) ハード対策とソフト対策の効果的な連携

大規模自然災害の発生に対して、建築物や橋梁等の耐震化、河川改修や土砂災害防止施設の整備等のハード対策と、事業継続計画（BCP）の策定、防災訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせた総合的な対策を推進することが必要である。

(3) 広域災害に備えた地域防災力の強化、民間との連携

災害対応は、市民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力して取り組む「共助」が基本である。

南海トラフ巨大地震等の広域災害では、地域の消防や警察だけでは十分な救出・救助活動ができない事態となり、広域支援についても遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の一層の強化を図る必要がある。

また、平時から、ライフライン関係事業者や災害時応援協定を締結している事業者との情報共有や訓練の実施などにより、連携体制を強化するとともに、事業所の防災・減災対策や事業継続計画の策定を促進する必要がある。

(4) 行政、情報通信、エネルギー等の代替性・多重性等の確保

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言い切れない。特に、行政、情報通信、エネルギー等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設やシステムの整備等により、代替性・多重性等を確保する必要がある。

(5) 基幹的交通ネットワーク等の機能及び代替性の確保

本市には、東名高速道路、国道 246 号、国道 469 号、主要地方道富士裾野線、一般県道沼津小山線等の交通網が整備されている。

また、本市と箱根方面を連絡する一般県道仙石原新田線、本市と御殿場方面を連絡する(仮称)神山深良線の整備を促進・推進している。

これらの基幹的交通インフラは、大規模災害時において救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担うことが想定されており、そのネットワークが寸断された場合、経済活動は停滞し、機能不全に陥ってしまうおそれがある。このことから、基幹的交通インフラの安全性の確保、防災機能の充実、被災時の早期復旧は、国、県、市全体の観点からも重要な課題である。

また、市道を含む地域幹線道路は、これらの基幹的交通インフラを補完するとともに、緊急輸送路や幹線避難路として、避難や救助・救急活動、支援物資の輸送等にとって重要な役割を果たすことから、防災機能の強化を行い、道路整備等を推進するとともに、代替性の確保に努める必要がある。

第3章 国土強靱化の推進方針

1 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定した。

- (1) 行政機能・消防
- (2) 危機管理
- (3) 生活・環境
- (4) 健康・福祉
- (5) 産業経済
- (6) 都市基盤
- (7) 教育

2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価及び5つの重要な課題を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組む。

(1) 行政機能・消防

<行政機能>

○防災拠点となる公共施設の耐震化、防災機能の強化

市の防災拠点となる公共施設については、耐震補強、改修などにより建物の安全性を確保するとともに、浸水対策を行う。

また、行政機能を維持するために、必要な物資の備蓄や重要データのバックアップの確保等に努める。

さらに、電力の供給停止に備え、防災行政無線等の情報通信施設等、必要な機能を維持するため、非常用発電機等の整備・更新、必要な燃料の確保について検討を行う。

○市の業務継続に必要な体制整備

市の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを必要に応じて行い、業務継続に必要な体制を整備する。

○消防広域化に伴う富士山南東消防本部との連携体制の強化等

災害発生時において、市や消防団と連携した救助・救急活動が行われ

るよう、富士山南東消防本部との連携体制を強化する。

<消防>

○ 消防施設・設備の充実

大規模火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・整備の充実に努める。

○ 地域の消防力の確保

消防団員の確保に努めるとともに、自主防災会による防災訓練の実施、消防団員や防災リーダーの確保・教育に努める。

(2) 危機管理

<危機管理体制>

○ 大規模災害対応計画・関連マニュアル等の継続整備・検証

計画の実効性を確保するため、裾野市地域防災計画等の現行計画を社会的背景の変化や検証結果等に基づき、計画的に修正するとともに、応援部隊の受入や救援ニーズを整理した広域受援計画等、保持すべき計画を早期に整備する。

○ 災害対策本部機能等、緊急対応体制の充実強化

発災時の初動対応を迅速かつ的確に行うとともに、総合的かつ一体的な災害応急対策を行うため、災害対策本部機能を発揮するための人的体制及び関連資機材を整備する。また、人的体制や情報が制約されている状況に適応した災害対策本部の運営を習熟させるとともに、現行施設が使用困難となり、災害対策本部の移設が必要な場合の体制づくりについて具現化を図る。

○ 各種防災機関等との連携強化・充実

迅速かつ的確な災害応急対策と着実な復旧・復興の取組を進めるため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、広域応援を含む消防・警察、災害時応援協定締結自治体、災害時応援協定を締結している事業所等との連携体制を強化し、新たな救援ニーズを踏まえ、協定締結機関の拡充を図る。

<災害関連情報伝達機能の強化>

○ 災害関連情報の伝達手段の多様化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム

(Jアラート)の定期的な運用試験等により、確実な運用に努める。

住民への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線や市公式WEBサイト、市公式LINE、まもメール等に加え、災害情報共有システム(Lアラート)やコミュニティFM、エリアメール・緊急速報メールなど、多様化を促進するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する。

また、情報インフラ等の環境の変化に応じたSNS等による双方向通信機能の活用や、県防災アプリを用いた地域の自主防災組織における情報伝達・収集手段の強化等、さらに効果的な情報伝達・収集手段の確保を図る。

○ デジタル化に対応した行政無線の整備・運用

災害時の通信を確実に確保するため、行政無線のデジタル式戸別受信機の整備・運用を行う。

<被災者支援>

○ 広域受援体制の整備

救援物資のほか、協定等に基づく人的支援の受入やボランティアの効率的な配置体制を整備するとともに、実践的な訓練・検証を行い、体制の実効性を向上させる。

○ 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、災害対策基本法に基づく避難所及び緊急避難場所の指定を精査するとともに、安全かつ迅速な避難のため避難路の検証、避難所となる施設の天井脱落防止や非常用電源の確保、応急危険度判定の実施体制の強化などに取り組む。

○ 避難所運営体制の整備・充実

発災初動において、避難者の受入を確実にを行い、避難期間が長期化しても避難者が安定した避難生活を送れるよう、市指定避難場所(避難所)において、地域住民・避難者が自ら主体的かつ効果的に避難所運営できるよう、避難所ごとの運営ガイドライン等を策定するなどの体制を整備・充実させる。

○ 帰宅困難者対策

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、

交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する。

○ 生活再建支援

発災後の復旧・復興を加速化するために、早期の段階で被災者の生活再建支援体制を構築することが必要である。

そのため、家屋被害認定調査と、り災証明の発行が重要となることから、家屋被害認定調査業務に取り組む体制や、り災証明の発行体制を構築するとともに、家屋被害認定調査等の研修を実施し、業務の習熟を図る。

<事業所の防災対策>

○ 事業所の防災対策の促進

事業所等の施設の耐震化、設備・家具等の固定、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄、燃料・電力の確保など、事業所等の自主的な防災対策を促進する。

また、事業所等と関係地域の自主防災組織との連携を促し、地域防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、事業所及び地域の安全確保を進める。

<地域防災力の充実・強化>

○ 防災意識の向上

市民一人ひとりが、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、広報紙や市ウェブサイト等を活用した啓発活動を行うほか、防災講座を開催し、防災意識の向上を図る。

○ 家具の転倒防止

家具類の固定など、家庭内対策の促進を図る。

○ 緊急物資備蓄の促進

様々な機会を捉えて、市民に対して7日以上の飲料水・食料及び非常用トイレ等の備蓄を呼びかけ、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、緊急物資の備蓄率の向上を図る。

○ 防災人材の育成・活用

災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識、知恵及び技術を持った人材や、次世代の地域防災の担い手などの育成・活用を推進する。

また、防災ハンドブック「そなえて ぼうさい—知ろう避難所 ススメよう防災対策」等を活用した防災講座等を実施し、女性の視点からの防災対策について普及を図るとともに、地域で平時から活躍できる女性防災リーダーを育成する。

○ 地域防災訓練の充実・強化

地域の防災資機材の整備を進めるとともに、地域の防災体制の確立、地域防災力及び市民の防災意識の向上を図るため、災害図上訓練D I G、避難所運営訓練H U G等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの活用や事業所、学校などの地域防災活動への参画を促進する。

○ 地区防災計画の策定促進

地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進を図るため、防災活動の実践を通じて、地区住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関する、実効性ある地区防災計画の策定を促進する。

<多文化共生>

○ 外国人に対する危機管理対策

言語や文化の違い等により、防災知識や情報の理解が困難な場合があるため、外国人向け防災講座を実施するとともに、防災に関する情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信に努める。

(3) 生活・環境

<エネルギー>

○ 分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進するとともに、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用に取り組む。

また、住宅をはじめ、事業所や工場等における太陽光発電や蓄電池等の導入を促進する。

<災害廃棄物>

○ 災害廃棄物の処理体制の見直し

裾野市災害廃棄物処理計画について、より実効性の高いものとなるよう、随時更新する。また、発災後は、本計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。

○ 一般廃棄物処理施設の建替え

災害発生後にも継続して安定的な廃棄物処理を行うため、老朽化が進む一般廃棄物処理施設の早期建替えやし尿処理施設の更新を図る。

<動物愛護>

○ 動物保護体制の整備

災害時におけるペット等の保護のため、被災者と同行避難できる体制の構築に努める。

また、獣医師や動物ボランティア、関係機関等と連携し、動物保護体制の整備に努める。

<遺体処理>

○ 広域火葬体制の整備

遺体に関して適切な対応を行うため、広域火葬体制の整備を図る。

(4) 健康・福祉

<医療救護>

○ 医療救護体制の整備・充実

医療救護計画について、実効性の確保の観点から、必要に応じて随時見直しを行うとともに、医療資機材の計画的な整備や、医療関係機関と連携した実践的で継続的な訓練等を通じ、災害時の医療救護体制の整備・充実に努める。

○ 医療関係機関との連携強化

医師会や関係機関と連携を図り、災害発生時に医療スタッフが確保できる体制の構築に努める。

○ 感染症予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防対策・予防接種を促進する。

＜被災者支援＞

○ 福祉避難所設置・運営の強化

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、一般の避難所では避難生活が困難な者の安全を確保するため、社会福祉施設や児童福祉施設等の協力を基に福祉避難所を確保する。

また、「福祉避難所設置運営マニュアル」の見直しや福祉避難所開設運営訓練等の実施により、更に実効性を高めていくとともに、福祉避難所協定締結施設の拡大を検討する。

○ 災害時要支援者避難行動支援計画の推進

要配慮者のうち、自力避難が困難な在宅の者で、家族等による必要な支援が受けられない者（避難行動要支援者）について、避難支援計画を作成し、地域との協力を得ながら個別計画作成の促進を行うことで、要支援者に対する避難支援体制の構築・強化を図る。

○ 遺体措置体制の整備

遺体に関して適切な対応を行うため、遺体措置体制の整備に努める。

○ 災害ボランティアの円滑な受入

避難者等へきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、裾野市社会福祉協議会と連携し災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、災害ボランティアセンター等との連携体制の強化を図るための訓練等を行う。

また、円滑な受入れが可能となるよう、災害ボランティアの主な派遣先である自主防災会等に説明会や研修を実施する。

○ 生活再建に向けた相談体制

被災者の生活再建に向けた相談に対応する体制を構築するとともに、平時から業務の習熟を図る。

(5) 産業経済

＜事業所＞

○ 事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の推進

各事業所に対し、「大規模地震対策特別措置法」に基づく地震防災応急計画及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく地震防災対策計画の策定を促進する。また、発災時の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所のBCPについて、静岡県BCPモデルプランの周知を図り、BCPの策定を促進する。

<観光>

○ 観光施設での安全確保体制の整備

発災時における観光客をはじめとする市内滞在者等の安全確保のため、大型観光施設の耐震化を促進するとともに、安全に避難誘導できる体制の確保を図る。

○ 観光客（帰宅困難者）の避難体制の確保

発災時における観光客をはじめとする帰宅困難者の避難先（一時滞在施設等）を確保するとともに、避難誘導や一時滞在施設等の運営の体制の整備を図る。

<農林業>

○ 農業水利施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消対策や、自然的・社会的状況の変化等によって機能低下した農業水利施設等の整備・補強を推進する。

○ 農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぎ、正確な情報を迅速かつ適切に提供できるよう、関係機関との連携体制の構築に努める。

○ 山地災害防止施設等の整備

治山事業等により、山地災害防止施設の整備を進めるとともに、山地における保安林機能の向上を図るため、森林所有者に対しても森林の適正な整備と保全を促していく。

(6) 都市基盤

<建築・住宅>

○ 住宅・建築物の耐震化

想定される巨大地震による建物倒壊から市民の生命を守り、被害を軽

減するため、住宅・建築物の耐震化を促進する。また、専門家による無料の耐震診断、耐震補強への助成等により、木造住宅の耐震化を促進する。

加えて、多数の者が利用する大規模な建築物や緊急輸送路沿道建築物の所有者に対して、相談体制の充実を図るとともに耐震診断や耐震補強への助成等により建築物の耐震化を図る。(国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用)

○ 老朽空き家対策

空き家の適正管理の重要性について市民に啓発するとともに、管理が不十分な老朽空き家について、地震時の倒壊等による危険を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発、相談、指導など、老朽空き家対策を推進する。

○ 市営住宅等の整備

災害に強いまちづくりを進めるため、「裾野市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等整備事業を推進する。

○ 避難路等沿道のブロック塀の耐震化

緊急輸送路や避難路沿い（通学路含む）にあるブロック塀の撤去・改善に対する助成等により、避難行動の障害物となる危険性がある沿道のブロック塀の耐震化を促進する。(国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用)

○ 被災建築物の安全確認

余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化する。

<被災者への住宅支援>

○ 建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等、被災者の住宅の確保

被災者の生活拠点を早急に確保するため、建設型応急住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、賃貸型応急住宅の事前登録の周知を行うなど、あらかじめ住居の供給体制を整備する。

<交通ネットワーク>

○ 緊急輸送路等の整備、緊急輸送路上の橋梁の補修・耐震対策、緊急輸送

路等の道路施設及び附属物等の維持管理の推進

救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路や主要な道路等の整備、橋梁の補修や耐震補強、法面の安全対策、道路施設及び附属物等の維持管理を推進する。

○ 無電柱化の推進

大規模災害時に、電柱の倒壊等による道路の閉塞を未然に防止し、円滑な緊急車両の通行を確保するため、避難路等における無電柱化を進める。

○ 避難路等の整備、避難路等の道路施設及び附属物の維持管理の推進

安全な避難地へ迅速に避難できるよう、避難路等の整備、避難路等の道路施設及び附属物の維持管理の推進のほか、幅員が狭く避難行動に支障をきたすおそれのある狭あい道路の整備等を推進する。(国の「狭あい道路整備等促進事業」を活用)

○ 災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

○ 道路啓開体制の整備

緊急輸送路等の途絶を迅速に解消するため、関係機関との連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有・提供等、必要な体制整備を図る。

○ 災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る。

<土砂災害対策>

○ 土砂災害防止施設の整備

急傾斜地崩壊防止施設などの施設整備と併せて、土砂災害警戒区域等の県指定を促進するとともに、ハザードマップを作成し、住民への危険周知を図る。

＜水害対策＞

○ 河川等の整備及び浸水地域対策

浸水被害が想定される河川を優先して、河道拡幅や護岸改修などの予防型対策を推進する。

また、近年、浸水被害のあった河川や浸水常襲地域において、再び大きな被害を発生させないよう対策の重点化を図り実施する。さらに、被害を最小化する「減災」を図るため、適切な土地利用の誘導、森林や農地の保全等のソフト対策を併せて進めるなど、河川を管理する国・県や関係機関等とともに流域が一体となり、総合的な治水対策を実施する。

○ 洪水ハザードマップの周知

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、浸水想定区域における洪水ハザードマップの周知を進めることにより、市民の防災意識の向上を図る。

＜地籍調査＞

○ 被災地の迅速な復旧・復興対策を図る地籍調査の推進

官民境界調査等により、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を推進する。

＜社会資本の長寿命化＞

○ 適正な維持管理・更新による長寿命化

市民の安全・安心を確保するため、既存のインフラ資産について中長期的な維持管理計画を策定し、この計画に沿った適正な維持管理・更新に取り組むことにより、社会資本の長寿命化を推進する。

＜水道施設＞

○ 水道の基幹施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、配水施設や基幹管路の耐震化を推進する。

＜下水道施設＞

○ 下水道施設の耐震化等

地震における公衆衛生問題の発生を防止するため、耐震性に優れる管路により下水道未普及地域への整備を推進する。

(7) 教育

○ 学校施設の耐震化及び防災機能の強化

児童生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を促進するとともに、避難所となる学校において非常用電源を導入するなど、防災上の機能の充実を図る。

また、災害時に避難所となる学校施設の防災機能の強化のため、トイレの乾式化・洋式化等、環境改善のための施設整備を推進する。

さらに、被害状況により児童生徒を保護者に引き渡しできない場合に備え、食料・飲料水等の備蓄を推進する。

○ 学校における防災教育の推進

発達段階における防災教育の目標を示した「静岡県防災教育基本方針」（平成25年2月改訂）に基づき、いつどこで災害にあっても自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進する。

○ 地域で行われる防災訓練への参加促進

各地域で行われる防災訓練の実状を踏まえ、年間を通じた訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、市の防災担当部局と学校が連携し、児童生徒の防災意識の高揚を図る。

○ 幼児に対する防災教育の推進

幼少期から防災に対する基本的習慣を身につけるため、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、幼稚園・保育園等における日常教育・保育活動等の中で、子どもの発達段階に応じた分かりやすい防災教育を推進する。

第4章 計画の推進

1 市の他の計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る市の他の計画等の指針となるべきものである。本市における国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

2 本計画の見直し

本計画は、国の国土強靱化基本計画や県の国土強靱化地域計画の見直し時期と整合をとるため、おおむね5年ごとに、社会経済情勢等の変化

や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。

また、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

3 具体の取組の推進

本計画に基づく具体の取組については、裾野市地域防災計画、裾野市地震対策アクションプログラム2013等の分野別計画と連動させながら計画的に推進する。

4 プログラムの重点化

限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。本計画では、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、市の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、16の重点化すべきプログラムを次のとおり選定した。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況等を踏まえつつ、さらなる重点化を含め取組の一層の推進に努めるものとする。

<重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態>

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-3	火山噴火による多数の死傷者の発生
1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-8	劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生
2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
9-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下

5 主な取組及び主な個別事業

本計画は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、他の計画の指針性を有するものであるが、国県等の関係機関と連携し、強靱化の取組を推進するためには、指針性とともな一定の具体性を持たせることが重要である。

そのため、主な取組や主な個別事業については、別冊「裾野市国土強靱化地域計画推進のための取組」へ明記することとする。

なお、別冊については、その具体性・個別性に鑑み、適時適切に更新を行うものとする。